

高浜町道の駅「シーサイド高浜」
改修設計・施工業務及び管理運営業務
公募型プロポーザル 募集要項

令和7年12月
令和8年2月16日修正
高浜町

目 次

1	要項の趣旨・位置づけ	1
2	施設設置の目的	1
3	施設の概要	1
4	業務の概要	1
	(1)業務名	1
	(2)事業手法	2
	(3)対象施設	2
	(4)業務内容	2
	(5)業務期間	2
	(6)上限価格	2
	(7)指定管理料	3
	(8)契約方法	4
5	参加資格	4
	(1)応募者の構成	4
	(2)共通の参加資格要件	4
	(3)設計事業者の参加資格要件	5
	(4)施工事業者の参加資格要件	5
	(5)管理運営事業者の参加資格要件	6
	(6)その他留意事項	6
6	選定対象外	6
7	応募の手続き・選定方法	6
	(1)募集要項及び申請書類の配布	6
	(2)選定方法	6
8	現地見学会	7
9	本プロポーザルに関する質問・回答	7
	(1)本プロポーザルに関する質問の受付	7
	(2)質問に対する回答	7
10	参加表明	7
11	参加資格審査	8
	(1)参加資格審査の方法	8
	(2)参加資格審査結果の通知	8
12	技術提案	10
	(1)技術提案に関する書類の提出	10
	(2)提出書類	10
	(3)技術提案内容	10
13	技術提案審査	12
	(1)技術提案審査の方法	12

(2)プレゼンテーションの実施	12
(3)審査委員会における受注候補者の選定	12
14 審査結果の通知及び公表	13
15 契約の締結	13
(1)契約内容についての協議	13
(2)基本協定の締結	13
(3)業務契約等の締結	13
(4)SPC の設立	13
(5)契約保証金	13
(6)支払い条件	14
16 指定管理者の選定・指定	14
17 募集及び選定スケジュール	14
18 留意事項	15
19 問い合わせ先	15

1. 要項の趣旨・位置づけ

高浜町（以下「町」という。）が設置する道の駅シーサイド高浜（以下「本施設」という。）の改修整備・運営事業（以下「本事業」という。）にあたり、設計・施工業務及び管理運営業務（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者等（以下「事業者」という。）について、公募型プロポーザルにより、町の意向を十分に理解し、豊富な経験や独自の知見・技術を活かした優れた提案を求め、選定を行います。

本事業は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、指定管理者候補者も含めて選定を行うものです。

本要項は、公募型プロポーザルにおいて、必要な事項を定めるものとして位置づけます。

2. 施設設置の目的

本施設は、国土交通省が示す「道の駅」の基本コンセプトを保持し、高浜町の産業の活性化及び住民福祉の向上並びに情報提供による地域間の交流促進など、町内の産業振興発展に寄与することを目的とします。

3. 施設の概要

- (1) 名称 高浜町道の駅「シーサイド高浜」
- (2) 所在地 福井県大飯郡高浜町下車持第46号10番地1
- (3) 建物概要

区分	施設愛称	施設	延床面積 (㎡)	施設内容
高浜町	湯つぷる	温浴施設	1416.11	露天風呂、古代桧風呂、泡風呂、ジェットバス、サウナ（低温・高温・塩・水風呂）
	ジェノバ	飲食施設	780.55	レストラン（メインダイニング・VIPルーム）／軽食コーナー
		販売スペース		特産品販売コーナー、パン販売
		休憩施設		休憩スペース、ドライバー室
		情報施設・設備		道路情報コーナー、観光案内コーナー
		トイレ		男（大2器、小2器）・女（3器） 多目的（1器）
	その他	トイレ棟	102.00	男（大3器、小5器）・女（6器） 多目的（1器）
		駐車場		小型116台、障害者用7台
		緑地帯植樹		高木13本・中木2本・灌木459株・他
		歩道		太陽光発電施設21kw及び同建屋
イベント広場				
国交省	駅舎	駅舎	218.40	道路情報コーナー
		駐車場		大型19台、小型15台、電気自動車充電設備50Kw1基及び同建屋
		その他		休憩広場

4. 業務概要

(1) 業務名

高浜町道の駅シーサイド高浜 改修設計・施工業務及び管理運営業務

(2) 事業手法

本事業は、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、施設全体の世界観を統一しつつ複合的な施設整備を行い、長期的な視点で地域振興に貢献することが望まれることから、高度な知識と豊かな経験が必要となる業務であるため、施設整備に係る設計、工事監理、建設業務及び維持管理・運営業務を選定事業者へ委託する「D B O (DesignBuild Operate) 方式」により実施します。

また、維持管理・運営業務については、効果的・効率的に行うため、選定事業者の維持管理・運営業務に当たる者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号 その後の改正を含む。）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく指定管理者の指定に係る議会の議決を経て指定管理者として指定する予定です。

(3) 対象施設

本業務は、道の駅シーサイド高浜の再整備及び運営を対象とします。施設の詳細等については、「高浜町道の駅シーサイド高浜改修設計・施工業務及び管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

(4) 業務内容

基本的な業務内容を以下に示します。具体的な業務内容は、要求水準書を参照してください。

- ① 内外装等に係る設計業務
- ② 内外装等に係る施工業務
- ③ 本施設の管理運営業務
- ④ その他（上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等を含む）

（注）温浴施設、飲食施設の改修にあたっては、建物躯体は活かします。

ただし、温浴施設は全面的な改修が必要ですが、地下埋設の給排水管の再整備は今回の設計・施工業務には含みません。

（注）国交省区分は含みませんが、外構部分の改修は事業予算内での提案は可とします。

(5) 業務期間

業務期間について、以下のように想定します。

- ① 内外装等に係る設計・施工業務

契約締結日 令和 8 年 4 月から令和 9 年 9 月末

- ② 管理運営業務（指定管理期間）

令和 8 年 4 月から令和 1 8 年 3 月末まで（1 0 年間）

※受注者として特定された者の提案において工期短縮に係る内容があった場合は、当該提案に基づく履行期間とします。なお、事業者の責めよる履行期間の延長に係る交渉、協議は行いません。

(6) 上限価格

本業務に係る上限価格は以下に示すとおりです。

なお、提案価格が上限価格を超過した場合は失格とします。
(提案価格の内訳の設計・施工業務費又は管理運営費が、次の内訳金額を超える場合を含む。)

事業全体の上限価格： 1,920,000,000円 (消費税及び地方消費税10%を含む。)
(内訳)
内外装等に係る設計・施工業務：1,520,000,000円 (消費税及び地方消費税10%を含む。)
管理運営業務(指定管理料)： 400,000,000円 (消費税及び地方消費税10%を含む。)

※上記の管理運営業務費は、管理運営業務期間(10年間)全体での上限価格です。毎年度の管理運営業務費(指定管理料)については、各年度における実績等を考慮し、町と協議の上、予算の範囲内で決定するものとします。

(7) 指定管理料

① 会計年度

本施設の管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

② 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、年度ごとに指定管理者から提出される年度別事業計画書及び収支予算書に基づき、町と指定管理者との間で協議して決定します。

③ 指定管理料の積算

指定管理料は、指定管理業務に要する経費から利用料金、実費徴収金及びその他の収入等を差し引いた金額をもとに、町と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内において指定管理料を決定し、指定管理料、支払期日は、毎年度の年度協定において定めます。また、指定管理料については、指定管理期間の2年目以降で、前年度の実績見込又は実績を踏まえ、見直す可能性があります。

申請の際の事業計画書及び収支予算書は、(6)上限価格の管理運営業務上限金額内で作成してください。

想定される支出の主な項目については、下記のとおりです。 職員賃金・通勤手当等 人件費、報償費、旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、利用者傷害保険料、備品費、電話料金・インターネット回線使用料、保守警備費等
--

④ 指定管理料の精算

指定管理業務を町が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、その余剰金が指定管理者の管理業務と経理の状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、町と指定管理者の協議により、利用料金の見直しや、サービス向上のための新たな投資、備品の購入等に使用するなど、適切な対応を求める場合があります。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

⑤ 備品等の所有権等

町が本施設に設置する備品等については、町の所有とし、その使用及び保管に十分注意してください。その他の必要な備品等は、指定管理者が購入又は調達するものとします。なお、指定管理料により購入し、又は調達した備品等に係る所有権は町に帰属するものとし、指定管理者が自ら搬入した備品等については、別途町と協議の上、所有権の帰属を決めることとします。

⑥ 区分会計・管理口座の独立

本施設の管理運営に関わる収入及び支出は、指定管理者となる団体及び当該団体の実施する他の事業に関する収入及び支出と完全に区分し、専用の独立した口座を用意し、管理してください。

(8) 契約方法

設計・施工業務と管理運営業務を一体のものとして募集しますが、契約については本事業に関する基本協定を締結した上で、実施設計、工事監理、建設業務及び管理運営業務の各業務を別で締結します。

なお、建設工事請負契約については、請負代金額が 5,000 万円を上回るため、高浜町議会の議決を得る必要があり、議決が得られなかった場合は無効とします。また、管理運営業務を担当する者は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経て指定管理者に指定した後、「指定管理者基本協定」の締結を行います。詳細は、本要項「契約の締結」を参照してください。

5. 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、前記の業務内容を実施することのできる法人又は複数の法人が共同する団体（以下「共同事業体」という。）であることとします。なお、共同事業体は、本事業の基本協定締結後に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本業務を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合も認めることとします。

(1) 応募者の構成

応募者の構成は、以下に示すとおりとします。

ア 設計事業者

イ 施工事業者

ウ 管理運営事業者

①一者が複数の業務を兼ねて実施することや、業務範囲を明確にした上で各業務を複数者の間で分担することは差し支えない。

②共同事業体での応募にあつては、応募の手続きを代表する代表事業者、その他の構成事業者を示し、いずれかの業務を実施するかを明らかにすること。

③応募者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、当該事情を勘案し町の承認を得て変更を認めた場合はこの限りでない。

④応募者は、他の応募者の代表事業者、構成事業者となることはできない。

(2) 共通の参加資格要件

応募者における各構成事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

① 指定期間中、安全円滑に道の駅を管理運営できる法人その他の団体であるこ

- と。(法人格の有無は問いませんが、個人では申請できません。)
- ② 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、高浜町から一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 申請時において、高浜町から指名停止措置を受けている者
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続きを行っている者
 - カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、高浜町又は他の地方公共団体から指定を取消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 法人又はその役員等が次に掲げる要件のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う団体
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団関係者」という。）の統制の下にある団体
 - ウ その役員等のうちに暴力団関係者となっている者がいる団体
 - エ その役員等のうちに暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいる団体
 - オ その役員等のうちに暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者がいる団体
 - ④ 共同事業体に温浴施設又は商業施設について 3 年以上の運営業務の実績を有した事業者が参画していること。

(3) 設計事業者の参加資格要件

応募する設計事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

- ① 高浜町競争入札参加資格者名簿コンサルタント業務に登録があること。申込期間内に入札参加資格審査申請書を提出し、本町が入札参加資格者と同様の資格を有すると本町が認めた場合、本業務に限り参加資格を有するものとする。
- ② 建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ③ 平成 27 年度以降に、延床面積 500 m²以上の公共施設又は民間商業施設の建築設計業務を元受けとして履行し完了した実績を有する者であること。

(4) 施工事業者の参加資格要件

応募する施工事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

- ① 建設業法第 3 条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- ② 高浜町競争入札参加資格者名簿の建築一式に登録があること。申込期間内に入

札参加資格審査申請書を提出し、本町が入札参加資格者と同様の資格を有すると本町が認めた場合、本業務に限り参加資格を有するものとする。

- ③平成27年度以降に、延床面積500㎡以上の公共施設又は民間商業施設の建築工事を元受けとして履行し完了した実績を有する者であること。なお、施工を複数の事業者が分担して行う場合は、いずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする。

(5) 管理運営事業者の参加資格要件

応募する管理運営事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

- ① 管理運営業務を行うにあたって必要な専門性を有すること。
② 高浜町内に本社住所を置く事業者であること。

(6) その他留意事項

- ① 各構成事業者は、本業務の完遂を確実にする責任を連帯して負うものとします。
② 各構成事業者は、複合施設における設計・施工業務及び管理運営業務に関して十分に理解するとともに、積極的な連携・協働に努めてください。

6. 選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
(2) 応募に際して不正行為があった場合
(3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
(4) 応募資格に反することが認められた場合
(5) 本件に関し、同一の法人が2件以上の応募を行った場合

7. 応募の手続き・選定方法

(1) 募集要項及び申請書類の配布

配布期間：令和7年12月17日（水）から令和8年1月20日（火）まで

配布場所：高浜町ホームページ

(アドレス：<http://www.town.takahama.fukui.jp>)

※図面等の資料については、別途申込により応募者へ配布を行います。

(2) 選定方法

本業務の受注候補者の選定にあたって、中立かつ公正に審査を行うために、「高浜町プロポーザル審査委員会（高浜町道の駅シーサイド高浜改修設計・施工業務及び管理運営業務）」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

選定は、応募者の参加資格要件の有無を事務局にて確認した上で、応募者により提出された技術提案書について「審査基準」に基づき審査委員会において審査する「技術提案審査」を踏まえて実施します。

なお、指定管理者候補者の選定については、審査委員会と別に設置する「高浜町公の施設指定管理者選定審議会」（以下「指定管理者選定審議会」という。）における審査を踏まえて行い、最終的には議会の議決を経て、町が指定管理者を指定しま

す。

8. 現地見学会

- ① 開催日時：令和7年12月、令和8年1月
※日時未定
※道の駅シーサイド高浜休館日に合わせて実施
- ② 開催場所：道の駅シーサイド高浜
- ③ 人数：1応募者につき3名まで
- ④ 申込方法：現地見学会に参加を希望する場合は、電子メール（産業振興課：machi@town.takahama.lg.jp）に参加人数及び参加者氏名を連絡すること。

9. 本プロポーザルに関する質問・回答

(1) 本プロポーザルに関する質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

受付期間：令和7年12月17日（水）から1月6日（火）まで

（土日・祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付方法：様式1質問書を事務局メールアドレスに送信してください。

なお、電子メールの件名は、「【事業者名】高浜町道の駅シーサイド高浜改修設計・施工業務及び管理運営業務（質問書）」としてください。

※電子メール送信後、確認のため、電話にて事務局へ連絡をお願いします。

※質問は、応募を前提とする者に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問、受付期間外の質問には、回答できません。

(2) 質問に対する回答

回答時期：令和8年1月13日（火）頃を予定

回答方法：質問をとりまとめた後、町ホームページ内にて回答を公表します。

※参加表明等に関する質問への回答などについては、回答時期を待たず部分的に公表する場合があります。

10. 参加表明

本プロポーザルの参加表明に関する書類は、下記の方法により提出してください。

提出期限：令和7年12月17日（水）から令和8年1月20日（火）まで

提出先：〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2

高浜町 産業振興課

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のもの）

により必着。郵送、託送による場合は、封筒に「高浜町道の駅シーサイド高浜改修設計・施工業務及び管理運営業務公募型プロポーザル参加表明書在中」と記載してください。

提出部数：1部（提出書類一覧に示すとおり）

※提出期間を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めません。また、提出された書類は返却できません。

1 1. 参加資格審査

(1) 参加資格審査の方法

応募者より提出いただいた参加表明書に関する書類に関して、「5. 参加資格」の内容に基づき、応募者の参加資格要件を満たしたものであることの確認を事務局で行います。

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加表明に関する書類を提出した応募者(代表事業者)に対して、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

審査の結果、参加資格要件を有すると認められる応募者(代表事業者)に対しては、技術提案に関する書類の「技術提案書類提出要請書」もあわせて送付します。

なお、要件を満たしていることが確認できない場合は失格として、その旨を応募者(代表事業者)に通知します。

参加表明に関する提出書類一覧

様式番号	書類名	配布データ	提出データ形式	体裁	枚数制限	提出者	提出部数
1 本募集に関する質問							
様式 1	質問書	Excel	Excel	A4	適宜	適宜	－
2 参加表明に関する書類							
様式 2-1	参加表明書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-2	参加資格確認申請書兼誓約書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-3	構成員一覧表	Word	PDF	A4	適宜	代表	正 1
様式 2-4	秘密保持に関する誓約書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-5	留意事項順守誓約書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-6	印鑑証明書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-7	資格要件確認書（設計）	Word	PDF	A4	各 1 枚	設計	正 1
添付書類	令和 8 年度高浜町建設工事等競争入札参加資格を有することを証明する資料の写し	－	PDF	A4	各 1 枚	設計	正 1
添付書類	実績を示す資料の写し	－	PDF	適宜	適宜	設計	正 1
様式 2-8	資格要件確認書（施工）	Word	PDF	A4	各 1 枚	施工	正 1
添付書類	特定建設業の許可を証明する資料の写し	－	PDF	A4	各 1 枚	施工	正 1
添付書類	令和 8 年度高浜町競争入札参加資格を有することを証明する資料の写し	－	PDF	A4	各 1 枚	施工	正 1
添付書類	実績を示す資料の写し	－	PDF	適宜	適宜	施工	正 1
様式 2-9	資格要件確認書（管理運営）	Word	PDF	A4	各 1 枚	管理運営	正 1
添付書類	実績を示す資料の写し	－	PDF	適宜	適宜	管理運営	正 1
添付書類	定款、規約又はこれらに準ずるもの	－	PDF	A4	適宜	構成員	正 1
添付書類	法人の登記事項証明書	－	PDF	A4	適宜	構成員	正 1
添付書類	法人税・消費税の納税証明書（納税証明書その 3 の 3 に限定）	－	PDF	A4	適宜	構成員	正 1
添付書類	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、監査報告（申請日直近の過去 2 期分）など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの	－	PDF	A4	適宜	構成員	正 1
様式 2-10	町税の納税確認同意書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-11	添付書類提出確認書	Word	PDF	A4	各 1 枚	構成員	正 1
様式 2-12	参加表明書等の確認書	Word	PDF	A4	1 枚	代表	正 1
様式 2-13	参加資格審査結果通知書	－	－	－	－	－	－

注 1 データ表記に関して、「Word」、「Excel」及び「PDF」はそれぞれ、Microsoft Office Word 文書（.docx）形式、Microsoft Office Excel ブック（.xlsx）形式及び PDF（.pdf）形式を指します。

注 2 提出者欄は、グループでの応募における書類提出の際に参照してください。「構成員」は、グループを構成する全事業者、「代表」は代表事業者、「設計」、「施工」、「管理運営」はそれぞれ、設計事業者、施工事業者、管理運営事業者を指しており、指定された者が当該資料を作成、提出してください。

1 2. 技術提案

(1) 技術提案に関する書類の提出

前記の参加資格審査において、本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた応募者は、技術提案審査のため、下記の方法により「技術提案に関する書類」を提出してください。

提出期限：令和8年1月28日（水）から令和8年2月24日（火）まで

提出場所：〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町 産業振興課

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のもの）により必着。郵送、託送による場合は、封筒に「高浜町道の駅シーサイド高浜改修設計・施工業務及び管理運営業務公募型プロポーザル技術提案書在中」と記載してください。

提出部数：提出書類一覧に示すとおり

その他：技術提案書の提出をしない場合は、提出期限の前日までに、事務局へ辞退届（任意様式）にて届け出てください。提出期限までに技術提案書を提出できない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなします。

(2) 提出書類（技術提案に関する書類）

技術提案にあたっては、以下の書類を提出していただきます。提案内容や各様式における体裁、枚数制限等の詳細は、次項及び別添の様式集に記載の提出書類一覧を参照してください。提出書類については、提出期間を過ぎてからの資料の差しかせ及び再提出は認めません。

また、一度提出された書類は返却しないものとします。

なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 技術提案内容

技術提案に関する書類は以下に示す内容とし、本業務の上限価格の範囲内で要求水準書の内容を満たす前提で提案を行ってください。明らかに要求水準を満たしていないことが確認された場合には、当該参加資格保有者を失格とする場合があります。

また、技術提案書の内容について、町が、技術提案書を提出した応募者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行う場合があります。

技術提案に関する提出書類一覧

様式番号	書類名	配布データ	提出データ形式	体裁	枚数制限	提出者	提出部数
3 技術提案に関する書類							
様式 3-1	実施方針	Word	PDF	A4	10 枚	—	正 1 副 9
様式 3-2	設計・施工業務に関する提案	Word	PDF	A3	6 枚	—	正 1 副 9
様式 3-3	管理運営業務に関する提案	Word	PDF	A4	18 枚	—	正 1 副 9
別添様式 1	労働福祉の考え方チェックシート	Excel	PDF	A4	適宜	—	正 1 副 9
別添様式 2	収支予算書	Excel	PDF	A4	適宜	—	正 1 副 9
様式 3-4	価格に関する提案	Word	PDF	A4	適宜	—	正 1 副 9
様式 3-5	提案概要書	Word	PDF	A3	1 枚	—	正 1 副 9
様式 1・2	※指定管理者指定申請書	Word	PDF	A4	—	—	正 1

※指定管理者指定申請書について、共同事業体での参加の場合は、当該様式 1 は、管理運営事業者となる法人名で作成すること。

技術提案内容

提案項目	様式	体裁・枚数
① 実施方針 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の基本方針 ・経営状況、財務規模 ※参加表明に関する書類を確認 ・類似事業の実施実績 ・環境への配慮 ・連携方策 ・業務の工程計画 ・独自性や新たな提案 ・業務を行う意欲 	様式3-1	A4判・片面 10 枚以内
② 設計・施工業務に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備のコンセプト ・設置機能の構成 ・空間デザイン計画 ・安全・品質確保 	様式3-2	A3判・片面6枚以内
③ 管理運営業務に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のコンセプト ・実施体制 ・運営業務 ・維持管理 ・収支計画 	様式3-3	A4判・片面 18 枚以内
④ 価格に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備(設計・施工業務)業務の見積 ・管理運営業務の見積 	様式3-4	A4判・片面適宜
⑤ 提案概要書 <ul style="list-style-type: none"> ・①～③を踏まえた本事業に関する全体の提案概要 	様式3-5	A3判・片面1枚以内

1 3. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の方法

技術提案に関する書類に関して、前記の審査基準に基づき、審査委員会において審査を行います。

審査委員会は、提案者による技術提案書及びプレゼンテーションでの説明を踏まえた技術提案内容の審査を主な議題として実施します。

なお、町が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は提案者に対するヒアリングを実施することがあります。

(2) プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提出された技術提案内容をより理解するため、プレゼンテーション審査を実施します。

なお、下記の内容は現時点での予定であり、発表時間や会場、当日の進め方等の詳細については、別途応募者に通知します。

開催日：令和8年3月13日（金）

開催場所：高浜町役場

実施内容：技術提案書の内容説明及び審査委員による質疑（プレゼンテーション30分、質疑20分、計50分）

実施方法：提出された「技術提案書」の内容のみを表現したパワーポイント等の使用を可能とします。

出席者：プレゼンテーションには4名まで出席可能とします。

その他：プレゼンテーションは、非公開で実施します。

審査当日の資料の追加や内容の差替えは認めません。

提案者が特定できるような表現は避けてください。

(3) 審査委員会における受注候補者の選定

プレゼンテーション実施後に、審査委員会を開催し、審査を行います。審査委員会は非公開とし、開催時期については、令和8年3月13日（金）を予定しています。

審査委員会では、技術提案書内容、プレゼンテーションでの内容説明を参考に、審査基準に基づき中立かつ公正に審査し、各審査委員の評価点の合計が最も高い応募者を受注候補者として選定、当該応募者に次ぐ者を次点者として選定します。なお、評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額がもっとも安価な提案者を受注候補とします。評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより受注候補者を決定します。

審査において、総合評価点が5割を下回る提案者、要求水準を満たしていない項目があると認められる提案者については、受注候補者及び次点者として選定しません。なお、参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施しますが、総合評価点が5割に達しない場合は、受注候補者として選定しません。

業務内容、仕様書等の契約内容を受注候補者と協議した上で当該業務を発注する相手方を決定するため、受注候補者の決定をもって企画提案内容のすべてを了承するものではありません。また、選定はあくまでも「受注候補者」を決定する

ものであり、契約を補償するものではありません。

14. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年3月中旬に「プロポーザル審査結果通知書」により各応募者に通知します。また、審査結果については町ホームページで公表します。

なお、非選定者は、審査結果の通知後の10日間までを目途に、書面で審査結果の説明を求めることができますものとしします。

15. 契約の締結

(1) 契約内容についての協議

受注候補者は、選定後、町と技術提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書（科目別内訳書相当）を提出してください。町は、提案内容及び見積書をもとに、受注候補者と契約内容についての協議を行います。

なお、契約金額は原則として審査時に提出された提案額を超えないものとしします。ただし、町との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではありません。

(2) 本事業に係る基本協定の締結

町は、受注候補者が優先交渉権者として決定されたことを確認した上で、募集要項に基づく契約又は協定の締結に向け、町と受注候補者双方の義務について必要な事項を定めた「道の駅シーサイド高浜改修整備・管理運営事業基本協定書」を締結します。

(3) 業務契約等の締結

①町は、受注候補者との基本協定に基づき、実施設計業務にあたる者と、「設計業務委託契約」を締結します。

②町は、施工業務の受注者として特定された者との間で、「工事請負契約」及び「工事監理業務委託契約」を締結します。なお、工事請負契約は、町議会の議決を得て有効となります。

③町は、指定管理者候補者との間で「指定管理者基本協定」を締結します。なお、指定管理者基本協定は、議会の議決を経て、町が当該候補者を指定管理者として指定した上で、締結することとしします。協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を定めることとしします。各協定の内容は、要求水準書を参照してください。

(4) S P C の設立

S P C の設立を提案する場合、受注候補者は（3）業務契約等締結までに S P C を設立してください。

(5) 契約保証金

選定事業者は、各契約の締結にあたって、業務契約等の定めに基づき、契約保証金を納付するものとしします。

有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10とします。ただし、高浜町財務規則第130条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除することがあります。

(6) 支払い条件

本業務における支払いは、原則として各業務終了後に支払うものとします。詳細は、「設計業務委託契約」、「工事請負契約」、「工事監理業務委託契約」及び「指定管理者基本協定」に定めるものとします。なお、業務契約等に係る費用（前払金及び部分払金を含む。）の支払い条件は、受託候補者から提出される業務工程計画を町と特定事業者にて確認、協議の上、決定します。

16. 指定管理者の選定・指定

指定管理者候補者は、指定管理者選定審議会における意見を踏まえ選定し、議会の議決（令和8年4月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、議会の議決が得られなかった場合において、指定管理者候補者が本件に支出した費用について、町は補償しません。

指定管理者選定審議会において、提出された申請書の内容をより理解するため、本要項13(2)と同日に、プレゼンテーション審査を実施します。なお、日時や進め方等の詳細については、別途応募者に通知します。

議会の議決を得て、指定管理者として選定された団体には、指定通知書をもってこの旨を通知します。

17. 募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュールの予定は、下表に示すとおりです。

内容	日程（予定）
募集要項等の公告	令和7年12月17日（水）
質問書の提出期限	令和8年 1月 6日（火）
質問回答	令和8年 1月13日（火）
参加申出期限	令和8年 1月20日（火）
参加資格審査結果の通知	令和8年 1月27日（火）
提案書期限	令和8年 2月24日（火）
プロポーザル審査委員会 （プレゼンテーションの実施等）	令和8年 3月13日（金）
選定結果の通知・公表	令和8年 3月中旬
議会の議決（指定管理）	令和8年 4月上旬
指定管理者の指定	令和8年 4月中旬
実施設計業務委託契約	令和8年 4月中旬
工事請負契約の締結（仮契約）	令和8年 9月
議会の議決（工事請負契約）	令和8年10月
工事請負契約	令和8年10月

注) 時期は予定であり、状況により前後することがあります。

18. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合には失格とします。
 - ①本要項に定める手続き等に適合しない場合
 - ②提出書類に虚偽があった場合
 - ③プロポーザル公募開始後、審査委員会委員等と当該業務に関する接触をした場合
 - ④提案価格が上限価格を超える場合
- (2) プロポーザルへの参加者は、本要項等の内容や審査決定事項について不明、錯誤を理由に意義を申し立てることはできません。
- (3) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (4) 受注候補者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は受注候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次点受注者候補者と契約に係る協議を行います。
- (5) 本手続きのために提出された資料の著作権は、応募者に帰属します。ただし、町は、本業務の公表及びその他町が必要と認める場合、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。
- (7) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (8) 本業務における事業者と町のリスク分担は、原則、要求水準書のリスク分担に示すとおりとします。

19. 問い合わせ先

担当課：高浜町 産業振興課

住所：〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2

電話番号：0770-72-7705（直通）

メールアドレス：machi@town.takahama.lg.jp